

平成20年9月1日

工事請負契約における単品スライド条項の適用について（お知らせ）

鋼材類や燃料油が高騰を続ける最近の状況を勘案して、本市発注の請負工事について、この度、河内長野市工事請負契約約款第25条第5項の規定に基づく「単品スライド条項」を適用します。

記

1. 対象資材

「鋼材類」及び「燃料油」

2. 市の負担額

対象資材の価格上昇に拠る増額部分のうちで請負金額の1%を超える額

3. 請求手続

(1) 工期末の2ヶ月前までに請求すること。(工期末に契約変更)

ただし、工期末が平成20年11月30日以前の工事については、工期末までであって、かつ、平成20年9月30日までに請求すること。

(2) 実際に購入した対象資材の価格(数量及び単価)、購入先、搬入・購入時期を証明する書類を提出すること。

4. 採用単価

(1) 鋼材類 現場に搬入された月の実勢価格

(2) 燃料油 購入された月の実勢価格

(実際に購入した際の鋼材類の購入金額、燃料油の購入金額の方が実勢価格よりも低い場合は、実際の購入金額を用います。)

5. 採用対象数量

(1) 設計図書に記載された数量

(2) 一式計上の工種で発注者の設計数量のあるものは、その設計数量

6. スライド額の計算

対象資材について、上記4の単価と5の数量をもって再積算(経費の変更は行わない)した金額と、スライド前の金額の差額(落札率を乗じた額)から、スライド前の請負金額の1%相当を減じます。

7. 施行日

平成20年9月1日

施行日時点で継続中の工事及び施行日以降の新規契約工事が対象となります。

8. その他

(1) この条項の具体的運用にあたっては、国土交通省「工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル(暫定版)」に準拠します。

(参照：<http://www.mlit.go.jp/common/000019861.pdf>)

(2) 請求にあたっては、事前に市監督員と十分調整してください。

以上

問合せ先：契約検査課